

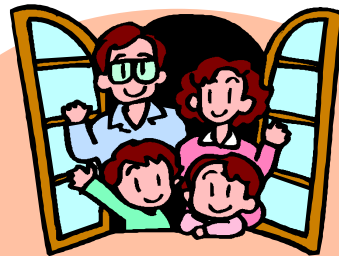
共につくりよう わがまち新座

新座市自治憲章条例

～条文・逐条解説～

新座市の新しい自治が始まります。

市政運営の原則や市民の市政への参画、協働の仕組みなどを定める、新座市の「憲法」ともいえる条例です。



市民

豊かで清いのある
住みよいまち新座



市議会



市

【はじめに】

平成18年11月1日から、新座市自治憲章条例が施行されました。

この条例は、新座市がこれから目指す方向や、それに向かって市民・市議会・市がどのように取り組むかなどを定めたもので、自治体運営の基本となるものです。

新座市では、「オープンドアの市政」を基本に、これまで市長市政懇談会を始め、子ども議会の開催、市長への手紙・ファックス・メール制度、広報紙やホームページによる意見募集など、市民の皆さんが市政に参加する場を積極的に設けてきました。また、各種審議会やワークショップの開催、情報公開制度やオンブズマン制度、パブリック・コメント制度などもいち早く導入するなど、様々な方法により市民参画の推進に努めてきました。

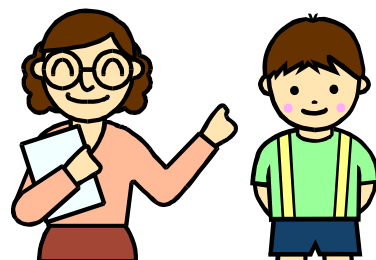
しかしながら、地方分権が急速に進展する現在、地方自治体はこれまで以上に自立した独自の行政運営が求められています。そうした中で、市民の皆さんと市とがより一層協働してまちづくりを進めていく必要があることから、これまで進めてきた市政への市民参画の仕組みを始め、市の理念や基本原則等を普遍的なものとして保障していくため、新座市自治憲章条例を制定しました。

条例の制定に当たっては、学識経験者・市民代表及び公募市民で構成する「新座市自治基本条例（仮称）検討委員会」を中心に、平成16年度から検討を進めてきました。

約2年半に渡る検討の中で、市民・市議会・市が共に考えていくために、中間報告に対する意見聴取、研修会、説明会、シンポジウムや意見交換会の開催、パブリック・コメントの実施など、多くの市民、市議会議員の皆さん及び職員から意見・提言をいただく機会を設けてきました。

このような検討を経て、平成18年9月議会で条例案が可決され、同年11月1日から「新座市自治憲章条例」が施行されました。

このパンフレットは、私たちのまちの基本条例である「新座市自治憲章条例」が皆さんにとってより身近なものとなるように、条例及び逐条解説をまとめたものです。ぜひ御活用ください。



【条例の構成】

新座市自治憲章条例は、新座市らしい条例、市民の皆さんにわかりやすい条例となるように心がけ、策定しました。

条例は、前文と全22条の条文とで構成しています。

前文では、人と人とのかかわりを大切にし、お互いにあいさつをし合えるような新座市にしたいという私たちの目指す都市像を示しました。第1章では、条例の目的や基本理念、そして、この条例が市政に関する最高規範であることを定めています。第2章では、市民の権利とともに、市民、市議会、市、市長そして市職員それぞれの責務を定めています。第3章では、参画及び協働について、第4章では、市政運営の原則と行財政効率化について定めています。第5章では、連携及び協力と改正について定めています。

新座市自治憲章条例（全文）

目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 市民の権利並びに市民、市議会及び市の責務（第5条－第11条）

第3章 参画及び協働（第12条－第16条）

第4章 市政運営の基本的事項

第1節 市政運営の原則（第17条・第18条）

第2節 行財政効率化（第19条・第20条）

第5章 雑則（第21条・第22条）

附則

私たちのまち新座は、古くから黒目川・柳瀬川の清流と緑豊かな武蔵野の自然に恵まれ、先人が野火止用水を始め豊かな文化をはぐくんできた歴史あるまちである。

私たちは、その貴重な自然環境や文化を引き継いでいくとともに、安全で安心な真に豊かで潤いのある地域社会を、私たち自身の手で築き、育て、将来の世代へ残していかなければならない。

そのためには、市民が市政に主体的に参画し、市議会及び市との協働に

より市民自治を進めていくことが不可欠である。

ここに、私たちは、人と人とのかかわりを大切にし、互いにあいさつし合えるような「豊かで潤いのある住みよいまち新座」を目指して、自助・共助・公助の下で、自立した地域社会を実現させるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、本市の自治について、基本理念を定め、市民の権利並びに市民、市議会及び市の責務を明らかにするとともに、市政運営の基本的事項を定めることにより、市民、市議会及び市の協働による自治を推進し、もって人と自然の調和した「豊かで潤いのある住みよいまち新座」の実現に寄与することを目的とする。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、市政に関する最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例を尊重しなければならない。

2 市は、他の条例及び規則等の制定改廃並びに制度の整備に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) 参画 市の政策等の立案、実施及び評価の過程に加わることをいう。
- (3) 協働 それぞれの役割と責任を自覚し、相互に補完し、協力し合うことをいう。

(基本理念)

第4条 本市の自治は、この条例の目的の達成のため、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されるものとする。

- (1) 一人一人の人権が尊重され、その個性及び能力が十分に生かされること。
- (2) 市民の主体的な市政への参画が保障されること。

- (3) 市民、市議会及び市は、互いの立場を尊重し、協働すること。
- (4) 市民、市議会及び市は、市政に関する情報を共有すること。

第2章 市民の権利並びに市民、市議会及び市の責務

(市民の権利)

第5条 市民は、市政に参画する権利を有する。

- 2 市民は、市政に関する情報の公開を求める権利を有する。
- 3 市民は、自己の情報を保護される権利を有する。
- 4 市民は、安全な地域社会で、安心して生活し、及び活動する権利を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的に市政に参加し、及び協力するよう努めなければならない。ただし、市政に参加しないこと又は協力しないことを理由にいかなる不利益も受けない。

(市議会の責務)

第7条 市民の代表である議員により組織された市議会は、市民の意思を市政に反映させるために、その把握に努めなければならない。

- 2 市議会は、開かれた議会運営を推進するため、市議会の活動に関して、市民に説明する責任を有するとともに、市民と情報を共有するよう努めなければならない。

(市議会議員の責務)

第8条 市議会議員は、政策提案能力及び政策審議能力を高め、誠実に職務を遂行しなければならない。

(市の責務)

第9条 市は、第4条の基本理念にのっとり、この条例の目的の達成に必要な施策を講じなければならない。

(市長の責務)

第10条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

- 2 市長は、開かれた市政運営を行い、かつ、健全な財政運営を行わなければならない。
- 3 市長は、行政の各分野にまたがる問題について、総合的な調整を図ら

なければならない。

- 4 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、その能力向上を図り、効率的に職務を行わせなければならない。

(市職員の責務)

第11条 市職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に、及び効率的に職務を執行しなければならない。

- 2 市職員は、市民の信頼にこたえ、市民が満足を得ることができるよう、知識、技術等能力の向上を図らなければならない。

第3章 参画及び協働

(参画及び協働のための環境整備)

第12条 市は、市民が市政へ参画し、及び市と協働するための環境を整備するものとする。この場合において、未成年者の参画、男女共同参画及び審議会等における市民の登用に十分に配慮するものとする。

(パブリック・コメント制度等)

第13条 市は、市民の意見を把握し、市政に反映させるために、施策等の形成過程において、パブリック・コメント制度等を実施するものとする。

(計画の策定及び実施)

第14条 市は、福祉、教育、文化、都市計画、環境等の重要分野に係る基本構想及びこれに基づく計画を策定し、及び実施するときは、広く市民の参画を得て協働して行うものとする。

(住民投票)

第15条 市は、直接市民の意思を確認する必要がある重要事項について、住民投票を実施することができる。

- 2 住民投票を行うことができる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じて別に条例で定める。

(コミュニティ活動等の支援)

第16条 市は、市民のコミュニティ活動及びボランティア活動を促進するために、人材の育成及び発掘、情報及び施設の提供等必要な支援を行うものとする。

第4章 市政運営の基本的事項

第1節 市政運営の原則

(説明責任)

第17条 市は、市が保有する情報は本来市民のものであるとの認識に立ち、市政に関する情報を市民に積極的に公開するとともに、市政についての説明を十分に行うものとする。

(市民の意見等の取扱い及び権利利益の保護等)

第18条 市は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に公正かつ迅速に対応するための措置を講じるものとする。

2 市は、市民のプライバシーその他の権利利益を保護し、及び救済するための措置を講じるものとする。

第2節 行財政効率化

(財政)

第19条 市は、事務事業の見直し、民間活力の活用等行財政効率化に努めるとともに、健全な財政運営の仕組みを確立するものとする。

2 市は、市の財政状況を毎年分かりやすく市民に公表し、市の財政についての市民の意識を高めるよう努めるものとする。

(評価)

第20条 市は、政策等の成果を明らかにし、第三者を含めてその内容を客観的に評価し、その結果を市政運営に反映させるものとする。

2 市は、前項に規定する評価の結果を分かりやすく市民に公表するものとする。

第5章 雑則

(連携及び協力)

第21条 市は、広域的又は共通する課題の解決を図るため、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するものとする。

(改正)

第22条 市は、この条例を改正しようとするときは、市民の意見を適切に反映させるための措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

【逐条解説】

新座市自治憲章条例では、憲法等上位法で定められているもの、個別具体的なものは定めないこととし、読みやすく、分かりやすい条文となるようにしました。そこで、各条文の詳しい説明については、逐条解説で示しています。

名称

新座市自治憲章条例

《解説》

名称に新座市らしさを出すため、他自治体の条例名にはない「新座市自治憲章条例」とすることとしました。

議論の過程では、「憲章」と「条例」という言葉を重ねるべきではないとの意見もありましたが、この条例は、市民憲章（※¹）のように理念だけを規定したものでなく、また、一般の条例のように制度だけを規定したものでなく、新座市の自治について理念と制度の両方を盛り込んだ総合的な条例であるという意味で「自治憲章条例」としたものです。条例の名称に「自治憲章」という言葉を使用することで、新座市の市民自治のあり方を明確にしたいという思いを表現しています。

なお、今回の条例名の「憲章」という言葉は、日本国憲法の制定過程で、草案の地方自治の部分に使われていた「チャーター（アメリカにおいて自治政府（市）がそれぞれのあり方を定めた憲章）」が意味する「自治体の存立と権限の基となるもの」という意味合いを持たせたものとして使っています。（※²）

【参考】

※¹ 「新座市市民憲章」（昭和52年11月1日制定）

市民が郷土を愛し、自らのまちを住みよいまちとするために、みんなで守るべきまちづくりの理念をうたったもの。

※² ホームルールチャーター（自治憲章）制度

自治体が自治憲章の起草・採択を通じて、自ら行使できる権限や組織の形態を定めることができる制度。通常、自治体の政府形態が定められ、自治体の権限が列挙されて、主要役職員の名称・資格・義務・選出方法等が定められている。また、自治体の財政や行政部局の組織機構についても定められているのが通例。

日本国憲法制定過程において、草案では、このホームルールチャーター制度の考え方が取り入れられており、地方自治体は、憲章を制定することができるとされていた。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市民の権利並びに市民、市議会及び市の責務（第5条—第11条）

第3章 参画及び協働（第12条—第16条）

第4章 市政運営の基本的事項

第1節 市政運営の原則（第17条・第18条）

第2節 行財政効率化（第19条・第20条）

第5章 雑則（第21条・第22条）

附則

前文

私たちのまち新座は、古くから黒目川・柳瀬川の清流と緑豊かな武蔵野の自然に恵まれ、先人が野火止用水を始め豊かな文化をはぐくんできた歴史あるまちである。

私たちは、その貴重な自然環境や文化を引き継いでいくとともに、安全で安心な真に豊かで潤いのある地域社会を、私たち自身の手で築き、育て、将来の世代へ残していかなければならない。

そのためには、市民が市政に主体的に参画し、市議会及び市との協働により市民自治を進めていくことが不可欠である。

ここに、私たちは、人と人とのかかわりを大切にし、互いにあいさつし合えるような「豊かで潤いのある住みよいまち新座」を目指して、自助・共助・公助の下で、自立した地域社会を実現させるため、この条例を制定する。

《解説》

私たちの住む新座市は、東京都に隣接する位置にありながら、黒目川や柳瀬川、緑豊かな武蔵野の雑木林など多くの自然が残っています。また、県指定史跡である野火止用水や平林寺を始めとする多くの寺社等の歴史的文化的文化資産や、武州里神楽、中野獅子舞、大和田囃子など古くから市に伝わる伝統芸能（無形文化財）があります。これは、古くからこの地に住む先人が育んできた貴重な歴史です。

私たちは、市の歴史であるその貴重な自然環境や文化を将来の世代に引き継いでいくとともに、安全で安心な真に豊かで潤いのある地域社会を築き、育て、そして、将来の世代へと残していかなければなりません。

そのために、私たちは「自分たちのまちは自分たちの手で」という意識を持ち、主体的に市政運営に参画していくことが必要であり、そして、市民、市議会及び市が協働して市民自治を進めていくことが不可欠となります。

そこで、新座市自治憲章条例の前文として、人と人とのかかわりを大切にし、互いにあいさつをし合えるような「豊かで潤いのある住みよいまち新座」を目指すことを新座市民としての目標とし、自分でできることは自分で行うという「自助」、ボランティアを始めとして地域や周囲が互いに力を合わせて行うという「共助」、個人や地域などの力では解決できないことを公的機関が行うという「公助」の下で、自立した地域社会を実現させることをうたっています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、本市の自治について、基本理念を定め、市民の権利並びに市民、市議会及び市の責務を明らかにするとともに、市政運営の基本的事項を定めることにより、市民、市議会及び市の協働による自治を推進し、もって人と自然の調和した「豊かで潤いのある住みよいまち新座」の実現に寄与することを目的とする。

《解説》

ここでは、この条例の目的について定めています。

本市の自治については、地方自治の本旨にのっとり、

- ① 基本理念を定めること（基本理念は第4条に記述）。
- ② 市民の権利と責務、市議会及び市の責務を明らかにするとともに、市政運営の基本的事項を定めること。

を手段として、「市民、市議会及び市の協働による自治を推進し、人と自然の調和した「豊かで潤いのある住みよいまち新座」の実現に寄与すること」を目的としています。

なお、本条例では、憲法等上位法で規定されている事項については、同様の内容を規定することはしませんでした。ただし、上位法で使われている言葉を引用して別の内容のことを述べる場合は、言葉として使用しています。例えば、第1条「地方自治の本旨」、第11条「全体の奉仕者」です。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、市政に関する最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例を尊重しなければならない。

2 市は、他の条例及び規則等の制定改廃並びに制度の整備に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

《解説》

ここでは、最高規範としての条例の位置付けについて定めています。

自治憲章条例は、市政運営の基本的事項を定めていることから「新座市の憲法」とも言えますが、条例としては、他の条例と同様にその効力の上下関係はありません。そこで、第1項では、本条例は、市政に関する最高規範である旨を明記し、市民、市議会及び市はこの条例を尊重しなければならないとしています。また、第1項で定めた本条例の最高規範性を受けて、第2項では、他の条例及び規則等の制定改廃並びに制度の整備に当たっては、この条例との整合を図らなければならないことを規定しています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **市民** 市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) **参画** 市の政策等の立案、実施及び評価の過程に加わることをいう。
- (3) **協働** それぞれの役割と責任を自覚し、相互に補完し、協力し合うことをいう。

《解説》

ここでは、この条例の中で使われる用語（市民、参画、協働）を定義しています。

- (1) 「市民」 市民とは、市内に在住、在勤、在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体とし、居住や住民登録、納税の有無等に限らず、本市の自治やまちづくりにかかわる個人、団体を対象とした幅広い定義としています。

市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体についても「協力」ではなく、「主体的に参加」してもらおうべきと考えています。なお、「その他の団体」とは、町内会やPTAを始めとする権

利能力なき社団（※¹）を想定しています。

ただし、反社会的な活動や公序良俗に反する行為等を行う個人、団体等はこの条例でいう市民には含みません。

(2) 「参画」 参画とは、市で策定するあらゆる政策等について、その立案、実施、そして評価に至る過程に加わっていくことを規定したものです。

(3) 「協働」 協働とは、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に補完し、協力し合うことと定めています。

ここでいう「相互に補完し、協力し合うこと」とは、市民と市議会及び市の間関係だけではなく、市民相互の関係も示しています。

【参考】

※¹ 権利能力なき社団

町内会やPTA、同窓会やお茶の会などといった社会的には活動しているが、営利目的ではなく権利の主体として登記をなし得ない集団のこと。

（基本理念）

第4条 本市の自治は、この条例の目的の達成のため、次に掲げる基本理念のっとり、推進されるものとする。

- (1) 一人一人の人権が尊重され、その個性及び能力が十分に生かされること。
- (2) 市民の主体的な市政への参画が保障されること。
- (3) 市民、市議会及び市は、互いの立場を尊重し、協働すること。
- (4) 市民、市議会及び市は、市政に関する情報を共有すること。

《解説》

ここでは、市民、市議会及び市の協働による自治を推進し、人と自然の調和した「豊かで潤いのある住みよいまち新座」の実現に寄与するという、この条例の目的を達成するための4つの基本理念を示しています。

まず、第1号では、自治を進める上での基本的な考え方として、一人一人の人権が尊重され、個性や能力が十分に生かされるべきことを定めています。ここでは、誰かが能動的にそれを行うということを強調するのではなく、市政運営を行う基本理念として、一人一人の人権、個性、能力が保障される社会をつくりたいという点に重点を置いたものとするため、「誰が」という主語はあえて明確にしていません。

第2号では、市民の主体的な市政参画の保障について定めています。

参画とは、第3条（定義）の中で、政策の立案から評価までの過程に加わることと規定しています。これからの自治を進めていく上で、市民の主体的な市政参画は欠くことのできないものであることから、基本理念として定めるものです。この号でも、誰かが参画を保障するのではなく、一般的な広い規範として守られるべきこととして規定するため、主語はあえて明確にしていません。

参画、協働については、この後の第5条（市民の権利）や第3章（参画及び協働）にも規定しています。

第3号として、市民、市議会及び市が、互いの立場を尊重し、協働することを定めています。

急速に進展する地方分権社会の中で、多様化する市民ニーズに対応していくためには、この3者（市民、市議会、市）が、それぞれの立場や役割を尊重し、協働していくことが不可欠となります。

第4号では、市民、市議会及び市における情報の共有について定めています。

市民参画による市政を進めていくためには、市政に関する情報を互いに共有することが必要です。この3者（市民、市議会、市）が持つ情報に格差があっては、互いに補完し合い、協力し合うことはできません。

3者間相互の情報の提供や共有はもちろんのこと、市民同士、市議会内・市内部における情報の提供や共有についても重要と考え、規定しています。

第2章 市民の権利並びに市民、市議会及び市の責務

（市民の権利）

第5条 市民は、市政に参画する権利を有する。

2 市民は、市政に関する情報の公開を求める権利を有する。

3 市民は、自己の情報を保護される権利を有する。

4 市民は、安全な地域社会で、安心して生活し、及び活動する権利を有する。

《解説》

ここでは、市民の権利について定めています。

まず第1項として、市民が市政に参画する権利を保障しています。

第2項として、市民が市政に参画するために欠くことのできない情報の公開を求める権利（知る権利）を保障しています。

なお、情報公開制度についての詳細な規定は、別途「新座市情報公開条例」において定めています。

第3項として、自己の情報を保護される権利を定めています。

市が行政目的のために行う個人情報の収集、保管及び利用については、別途「新座市個人情報保護条例」に定めています。また、市のみならず、個人情報を取り

扱う市民（事業者も含む）に対しても、保有する個人情報の保護について求めるものです。

第4項として、安全な地域社会で、安心して生活し、及び活動する権利を保障しています。

安全な社会で安心して生活し、活動することは、自治を行う大前提として保障されなければならないことです。新座市の条例のキーワードとして、前文と第5条（市民の権利）に、「安全、安心」という考え方を示しています。

（市民の責務）

第6条 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的に市政に参加し、及び協力するよう努めなければならない。ただし、市政に参加しないこと又は協力しないことを理由にいかなる不利益も受けない。

《解説》

ここでは、市民の責務を定めています。

協働による自治を推進していくため、市民は、「自分たちのまちは自分たちの手で」という意識を持ち、主体的に市政に参加していこうということを規定しています。

そのためには、「自らの発言と行動に責任を持ち」、行動するという心構えが必要となります。

しかしながら、市民の中には、市政に参加したい・協力したいという思いがあっても、仕事や家事に追われて時間がない、育児や介護をしなければならない、体が不自由であるなど、その他様々な理由から参加・協力できない市民もいます。そのような市民が、そのことを理由に地域・社会において不利益を受けることがあってはなりません。そこで、ただし書きとして、「市政に参加しないこと又は協力しないことを理由にいかなる不利益も受けない」ことを加えています。

(市議会の責務)

第7条 市民の代表である議員により組織された市議会は、市民の意思を市政に反映させるために、その把握に努めなければならない。

2 市議会は、開かれた議会運営を推進するため、市議会の活動に関して、市民に説明する責任を有するとともに、市民と情報を共有するよう努めなければならない。

《解説》

ここでは、市議会の役割と責務について定めています。

第1項では、市議会は市民の代表である市議会議員により組織されていることを明記し、市民の代表として、市民の意思を市政に反映させるために、民意の把握に努めなければならないことを定めています。

なお、市の最高意思決定機関であることや、重要政策の決定、市政の監視等市議会の性質や職務内容等の具体的な例示、説明的な内容については、市議会として本来有している機能であるため、条文には盛り込まないこととしました。そのような職務内容を遂行するために必要な「市民の意思の把握に努める」ことを市議会の責務としたものです。

第2項として、市民に開かれた議会運営を更に推進していくために、市議会の活動に関して説明責任を有することを定めています。

市民と市議会との市政に関する情報の共有は、市民が市政に参画する上でも必要なことです。市民と市議会の間においても、一方的な情報提供ではなく、相互の情報提供を想定しています。これは、第5条第2項（市民の権利）で定めた市政に関する情報の公開を求める権利を保障するものとなっています。

(市議会議員の責務)

第8条 市議会議員は、政策提案能力及び政策審議能力を高め、誠実に職務を遂行しなければならない。

《解説》

ここでは、市議会議員の責務について定めています。

市議会は議員によって構成されるものであり、市議会議員の責務を規定することで、議会の機能をより発揮できると考えたものです。

なお、「政策提案能力」という表現には、条例の立案についても含まれると考えます。

(市の責務)

第9条 市は、第4条の基本理念にのっとり、この条例の目的の達成に必要な施策を講じなければならない。

《解説》

ここでは、市の責務について定めています。

市は、第4条に掲げた本条例の基本理念にのっとり、「市民、市議会及び市の協働による自治を推進し、人と自然の調和した「豊かで潤いのある住みよいまち新座」の実現に寄与する」という目的の達成に必要な施策を講じなければならないとしています。市が行うべき個別の内容については、第3章以降に各分野において市が行わなければならないこと、努めるべきことを定めため、ここでは、それらを包括的に表現し、「条例の目的の達成に必要な施策を講じる」こととしています。

(市長の責務)

第10条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

2 市長は、開かれた市政運営を行い、かつ、健全な財政運営を行わなければならない。

3 市長は、行政の各分野にまたがる問題について、総合的な調整を図らなければならない。

4 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、その能力向上を図り、効率的に職務を行わせなければならない。

《解説》

ここでは、市長の責務について定めています。

第1項として、市の代表者である市長は、公正かつ誠実に市政を執行しなければならないことを定めています。

地方分権が進展する中で、市長としての判断や市政運営の先頭に立つ役割が今後ますます大きくなっていくことから、市長としての責務を確認する上でもあえてこの項目を定めたものです。

第2項として、市長は、「開かれた市政運営」と「健全な財政運営」を行わなければならないことを定めています。

市民の多様化するニーズに的確にこたえ、市民との協働による市政運営を行うためには、市からの積極的な情報提供や様々な場面での市民参画など、市民に関

かれた市政運営を行うことが必要となります。

また、長引く不況による厳しい財政状況の中で、自治体も常に経営感覚を持ち、効率的で健全な財政運営を行うことが求められています。

なお、財政運営は市政運営の一部ですが、「開かれた市政運営」も「健全な財政運営」も自治を進めていく上で必要な2つの大きな柱であり、等しく重要なものであると考え、並列したものです。

第3項として、市長は、行政の各分野にまたがる問題について総合的調整を図らなければならないことを定めています。

行政は、部署ごとに仕事を分担し、効率的な職務執行に努めていますが、いわゆる「縦割り行政」になってしまえば、真に豊かで潤いのあるまちの実現にはつながりません。

そこで、市長の責務として、各分野にまたがる課題については、総合的に調整していかななければならないことを定めています。

「総合的な調整を図らなければならない」という表現には、各機関と連携・協力し、公正かつ誠実な市政執行を行うことを含むものと考えています。

現在、市では、市の行政運営の基本方針や重要施策などを審議する庁議や市幹部が情報や意見交換を行う幹部連絡会議などを通じて、組織全体としての「報・連・相」（報告・連絡・相談）の徹底を図っています。

また、市の各執行機関の間においても、市長が市の代表者として総合調整機能を果たしていく必要があります。長の組織等に関する総合調整権については、地方自治法第180条の4で明確に規定されています。

第4項として、市長は、常に市民と接し、実際の事務を行っている市職員に対して、適切に指揮監督し、能力向上を図り、効率的に職務を行わせなければならないことを定めています。

（市職員の責務）

第11条 市職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に、及び効率的に職務を執行しなければならない。

2 市職員は、市民の信頼にこたえ、市民が満足を得ることができるよう、知識、技術等能力の向上を図らなければならない。

《解説》

ここでは、職員の責務について定めています。

第1項では、市の職員は「全体の奉仕者」であるということを忘れず、法令を遵守し、公正で誠実に、そして、効率的に職務を執行しなければならないことを定めています。

「法令を遵守し、公正かつ誠実に」職務を遂行することという表現には、内部告発、公益通報も含んだものとして想定したものです。

また、市職員は、法令の遵守等はもちろんのこと、市民に一番身近な公務員として、市民の信頼にこたえ、市民が満足を得ることができるように、常に市民の立場に立った職務執行に努めなければなりません。そのために、第2項では、時代の変化に即した柔軟な対応を図ることができるように、常に知識や技術等の向上に努めなければならないことを定めています。

第3章 参画及び協働

(参画及び協働のための環境整備)

第12条 市は、市民が市政へ参画し、及び市と協働するための環境を整備するものとする。この場合において、未成年者の参画、男女共同参画及び審議会等における市民の登用に十分に配慮するものとする。

《解説》

ここでは、市民が市政に参画し、及び市と協働するための環境を市が整備することについて定めています。

市が行う環境整備の範囲は広く、市民会議・審議会等の設置、ワークショップ等の開催、パブリック・コメント制度等の各種広聴制度、コミュニティ活動の拠点整備、ボランティア活動を支援する仕組みづくり等、様々なことが考えられます。これ以外にも、いろいろな方法・制度を設けて参画と協働のための環境を整えていく必要があります。

個人や団体、年齢や性別にかかわらず、「市民」は市政へ参画する権利を有しますが、未成年者の参画や男女共同参画については、特に配慮が必要なため、改めて明記しました。

未成年者の範囲は、満18歳未満の青少年及び子どもすべてを含みます。子どもたちの意見を聞くことも重要であり、その年齢に応じた参画を保障していく必要があります。

また、市で構成する審議会や会議等については、市民の登用に十分配慮することを定めています。

ここでいう「登用に十分配慮する」とは、例えば、役職等によるメンバーの固定化や在任期間の長期化等に注意をしたり、公募による市民の登用を行うことなどを想定したものです。

(パブリック・コメント制度等)

第13条 市は、市民の意見を把握し、市政に反映させるために、施策等の形成過程において、パブリック・コメント制度等を実施するものとする。

《解説》

ここでは、参画の手法の一つとして、パブリック・コメント制度等について定めています。

市が重要な施策などを決定するときに、その形成過程において広く市民の意見を伺うパブリック・コメント制度は、市民参画による市政運営を行う上で有効な手法の一つです。

新座市では、平成14年度に「新座市パブリック・コメント手続条例」を制定していますので、手続等詳細についてはこの条例で対応します。

また、市民の意見を把握する方法として、パブリック・コメント制度以外にも、意識調査、アンケート、説明会や公聴会等様々な手法が考えられることから、「パブリック・コメント制度等」という表現にしました。

(計画の策定及び実施)

第14条 市は、福祉、教育、文化、都市計画、環境等の重要分野に係る基本構想及びこれに基づく計画を策定し、及び実施するときは、広く市民の参画を得て協働して行うものとする。

《解説》

ここでは、地方自治法に基づき策定される基本構想を始め、福祉、教育、文化、都市計画、環境など各分野における個別の計画等の策定及び実施について定めています。

基本構想を策定することは地方自治法に定められていることから、ここでは、計画策定及び実施時の留意事項として、「広く市民の参画を得て」行うことについて定めています。

ここでいう「広く市民の参画を得て」とは、学識者や専門家だけではなく、様々な年代や職業など、また、団体や法人も含めた幅広い市民の参画を求めるものです。

なお、個別の政策目標については、時代と共に変わるものであり、基本構想等で明らかにしていくものであるとの考えから、本条例では規定していません。

(住民投票)

第15条 市は、直接市民の意思を確認する必要がある重要事項について、住民投票を実施することができる。

2 住民投票を行うことができる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じて別に条例で定める。

《解説》

ここでは、住民投票の実施について定めています。

住民投票の実施に当たっては、多額な費用を伴うことなども考慮し、「直接市民の意思を確認する必要がある重要事項」について実施することができるとしています。

「直接市民の意思を確認する必要がある重要事項」とは、例えば、市町村合併など市の将来を左右するような事項や市民全体に影響を及ぼすような事項等を想定しています。

本来は、住民投票に至ることなく重要課題を解決できることが望ましいと考えますが、住民の意思を確認する最終手段と位置付け、制度として担保するものです。

住民投票には、「常設型（※¹）」と「非常設型（※²）」がありますが、新座市では、非常設型とし、住民投票を行う事案が発生した場合に、それぞれの事案に応じて、投票資格等住民投票の実施に必要な事項を別途定めた住民投票条例を制定することとしました。

【参考】

※¹ 常設型

投票資格、投票方法、成立要件など住民投票に必要な諸事項をあらかじめ条例として定めておくやり方

※² 非常設型

住民投票を実施しようとする事案が発生した場合、実施に必要な条例を制定するやり方

(コミュニティ活動等の支援)

第16条 市は、市民のコミュニティ活動及びボランティア活動を促進するために、人材の育成及び発掘、情報及び施設の提供等必要な支援を行うものとする。

《解説》

ここでは、市民のコミュニティ活動等の支援について定めています。

市民ニーズが多様化し、また、今日の大変厳しい財政状況の中で、「住んでよかった」と思えるようなまちづくりを進めていくには、行政の力だけでは限界があります。そこで、町内会やNPO等のコミュニティ活動や市民のボランティア活動は、欠くことのできない大きな力となります。

コミュニティ活動とボランティア活動は、活動の趣旨は異なりますが、市民の自主的・自発的な活動であるという点では、いずれも市民自治の重要な要素であり、ここでは、特にコミュニティ活動やボランティア活動に対する市の支援について定めたものです。

そこで、市では、市民のコミュニティ活動及びボランティア活動を促進するために、多種多様な人材やそれぞれが持つすばらしい個性や能力を発掘し、育成していくこと、また、これらの活動を展開していくための環境整備等必要な支援を行っていくこととしています。

第4章 市政運営の基本的事項

第1節 市政運営の原則

(説明責任)

第17条 市は、市が保有する情報は本来市民のものであるとの認識に立ち、市政に関する情報を市民に積極的に公開するとともに、市政についての説明を十分に行うものとする。

《解説》

ここでは、説明責任について定めています。

市民、市議会及び市が協働して自治を進めていくためには、情報の共有は欠かすことができません。情報の共有は、基本理念にも掲げられているように、自治憲章条例の中でも重要な柱の一つです。

そこで、市は、市が保有する情報は本来市民のものであるという認識に立ち、市政に関する情報を積極的に公開し、市政についての説明を十分に、分かりやすく行うものとししました。

ここでいう「本来市民のものである」とは、市の保有する情報は、本来的には主権者としての市民に帰属するものですが、公開等に当たっては条例等に基づき適正な処理がされるべきことを意味しています。

なお、具体的な情報公開制度の運用に当たっては、「新座市情報公開条例」に基づき、行うこととします。

（市民の意見等の取扱い及び権利利益の保護等）

第 18 条 市は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に公正かつ迅速に対応するための措置を講じるものとする。

2 市は、市民のプライバシーその他の権利利益を保護し、及び救済するための措置を講じるものとする。

《解説》

ここでは、市民の意見等の取扱い及び権利利益の保護等について定めています。

市では、市民の意見、要望、苦情等への対応として、現在すでに市長への手紙制度やオンブズマン制度、各種相談等様々な制度や業務により、その取扱いや市民の権利利益の保護及び救済に努めていますが、このような措置を講じる必要性を重視し、改めて定めたものです。

第 1 項では、市民の市政に関する意見、要望、苦情等への対応について、第 2 項では、個人のプライバシー保護を一例とする市民の権利利益の保護及び救済について、それぞれ必要な措置を講じる旨を定めています。「必要な措置」とは、意見等への回答や原因の究明、対策、年次報告の取りまとめ、公表等を含んでいます。

第 2 節 行財政効率化

（財政）

第 19 条 市は、事務事業の見直し、民間活力の活用等行財政効率化に努めるとともに、健全な財政運営の仕組みを確立するものとする。

2 市は、市の財政状況を毎年分かりやすく市民に公表し、市の財政についての市民の意識を高めるよう努めるものとする。

《解説》

ここでは、財政について定めています。

健全な財政運営を行うことは、市長や執行機関の努めです。

まず第 1 項として、市が行う仕事の内容ややり方を見直すとともに、NPO 団

体等との連携や指定管理者制度の導入など民間活力を最大限に活用して行財政の効率化に努めること、また、健全な財政運営を行うための仕組みを確立することを定めています。

なお、運営については、第10条第2項（市長の責務）で、「市長は、市民に開かれた市政運営を行い、かつ、健全な財政運営を行わなければならない。」としています。

また、これからは、市長や執行機関に任せておくのではなく、市民も一緒に市の財政について考えることが必要となります。

そこで、第2項として、市民が、市の財政について関心を高め、理解を深められるように、市の財政状況を毎年分かりやすく公表するものとしています。分かりやすい資料とはどのようなものであるかは、その状況により判断することとしました。

（評価）

第20条 市は、政策等の成果を明らかにし、第三者を含めてその内容を客観的に評価し、その結果を市政運営に反映させるものとする。

2 市は、前項に規定する評価の結果を分かりやすく市民に公表するものとする。

《解説》

ここでは、市が行う政策等に対する評価について定めています。

市政運営に当たっては、成果を明らかにし、内容を客観的に評価し、その結果を反映させていなければなりません。

また、評価結果に客観性を持たせるためにも、内部評価だけではなく、「第三者を含めてその内容を客観的に評価」することが必要です。

第三者評価については、現在でも事務事業評価を含む行財政改革については、行財政改革推進委員会に諮って意見を伺い、市政に反映しています。この委員会を活用するか、新たな組織を設けるか今後制度として検討していきます。

なお、評価結果は、市民に分かりやすく公表するものとします。

第5章 雑則

(連携及び協力)

第21条 市は、広域的又は共通する課題の解決を図るため、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するものとする。

《解説》

ここでは、国や他の地方公共団体との連携及び協力について定めています。

広域的な課題又は地域に共通する課題の解決を図るためには、一地方公共団体の力では限界があることから、このような問題について、その状況に応じて、国や県、他の市区町村と連携し、協力し合うこととしています。

(改正)

第22条 市は、この条例を改正しようとするときは、市民の意見を適切に反映させるための措置を講じなければならない。

《解説》

ここでは、条例の改正について定めています。

この条例は、最高規範性を持つことをうたっていますが、だからこそ、変化する社会情勢の中で、その時代にふさわしい条例として見直していく必要があります。

条例の改正は、市長の権限で行うものですが、この条例は、市民、市議会及び市の役割や、市政運営の原則、市民参画等、自治を行っていくための基本的な事項を定めていることから、改正を行おうとするときは、市で一方的に決めるのではなく、「市民の意見を適切に反映させるための措置を講じなければならない」ことを定めています。

ここでは「市民の意見を適切に反映させるための措置」の具体的な内容は規定していませんが、市民検討委員会を設けたり、アンケート調査や意見聴取を行うなど、その時々状況に応じて適切な対応をしていくこととしています。

発行／新座市総合政策部政策課

〒352-8623 新座市野火止 1-1-1

TEL 048-477-1111（代表）

